

【記載例】

財産調査結果報告書（法人用）

【記載事項】
「1－1 過去3年以内の債務者に対する手続の確認」(1頁目)から「7 その他の財産」及び「住居表示に関する説明書」(5頁目)まであります。文中の指示に従って、必要なものを記入・提出して下さい。
※不明な点は、別途、説明書面や裏付資料の提出(補正など)を求めることがあります。
【記載上の注意事項】
1 該当する欄の□にレ点を付け、必要な事項を記入して下さい。
2 欄が足りないときは、適宜の用紙(A4)を追加して下さい(その場合、該当する欄に「別紙のとおり」と記載して下さい)。

作成日(提出日ではない)、
申立人(代理人)
名及び押印、債務者の氏名を記入してください。

東京地方裁判所民事第21部 御中
令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日
申立人(口代理人) ○○株式会社 代表者代表取締役 ○○○○ 印
債務者(法人) ○○株式会社 の財産を調査した結果(調査方法を含む)は、次のとおりです。

したがって、私の知っている債務者の財産に対して強制執行を実施しても、請求債権の完全な弁済を得られません。

1-1 過去3年以内の債務者に対する手続の確認	
過去3年以内に財産開示又は情報取得が実施されましたか。 該当するものを選択し、必要事項を記入してください。	
☐	はい →1－2へ
☒	いいえ (知らない場合も含む) →2ページ以下に進みすべて記入してください。

アに該当する場合で、疎明資料として、疎明資料一覧のうち「A 財産開示期日が実施されたことの証明書」を提出する場合には、アに☑し、「※疎明資料として A を提出する」と記載してください。

		提出する疎明資料 (右記一覧の番号)	疎明資料一覧
1-2 過去3年以内の財産開示又は情報取得の結果			
上記手続のうちア、イ、ウに該当するものがあれば選択し(ア、イ、ウのうち複数の項目に該当する場合は、そのうち直近のものを選択)、ア、イ、ウに該当するものがなければエを選択して必要事項を記入して下さい。			【過去の手続資料】 A 財産開示期日が実施されたことの証明書
ア	☒ 財産開示手続が行われたが、債務者が期日に出頭しなかった。 ※疎明資料として <u>A</u> を提出する。 →1-3へ 〔疎明資料一覧からアルファベットを選択〕	A(B1+B2も可)	B1 財産開示期日調書(写し)
イ	☐ 財産開示手続が行われ、債務者が期日に出頭した。 ※疎明資料として _____ を提出する。 →1-3へ 〔疎明資料一覧からアルファベットを選択〕	B1	B2 財産開示手続実施決定(写し) B3 情報提供命令(写し)
ウ	☐ 情報取得手続が行われ、2ページ以下を記入した財産調査結果報告書が提出された。 ※疎明資料として _____ を提出する。 →1-3へ 〔疎明資料一覧からアルファベットを選択〕	B3+B4+B5 ※B3・B4については、情報取得手続を複数回実施した場合は全ての回の分。	B4 全ての情報提供書(写し) B5 情報取得手続時に提出した財産調査結果報告書(写し) →添付資料部分は原則として不要。事案により提出を依頼する場合があります。
エ	☐ ア、イ、ウのいずれにも該当しない。 ※疎明資料として _____ を提出する。 〔疎明資料一覧からアルファベットを選択〕 →2ページ以下に進みすべて記入してください。	B3+B4 ※情報取得手続を複数回実施した場合は全ての回の分。	

該当する事項に☑してください。

1-3 その後の事情	
以下のうち、該当するものを全て選択し、必要事項を記入してください。	
☒	上記1-2の手続の財産開示実施決定又は情報提供命令後、債務者の本店は移転した。 →2ページの2(移転先住所の分)のみ記入してください。
☒	上記1-2の手続終了後、債務者の新たな財産が判明した。 →新たな財産についてのみ、2ページ以下の該当箇所に記入してください。 ※上記手続により判明した財産は記載不要です。
☐	上記のうちいずれにも該当しない。 →記入は終了です。

【記載例】

【注意】前の頁1-3の「☒上記のうちいずれにも該当しない」を選択した方はこの頁以降の記載は不要。

アに該当する場合で、疎明資料一覧のうち「C 不動産登記事項証明書」「D 住居表示に関する説明書」を提出する場合には、アに☒し、「※疎明資料として C、D を提出する」と記載してください。

以下の項目の回答方法も同様に、該当項目に☒をして疎明資料一覧の符号(G、Hなど)を記載してください。

6か月以内の本店の移転がないか、申立前に商業登記事項証明書等の公文書で必ず確認してください。

ウに該当する場合、ウに☒し、理由を具体的に記載してください。

		提出する疎明資料 (右記一覧の番号)	疎明資料一覧
2 債務者の所在地の不動産 次のア、イのうちから該当するものを選択し(□にレ点)、必要事項を記入してください。			【所有権確認関係】 C 不動産登記事項証明書(3か月以内のもの) D 住居表示に関する説明書(住居表示が異なる場合。末尾に書式あり) E 賃貸借契約書(写し) F その他、債務者の所有不動産ではないことを疎明する文書(例: 公営賃貸住宅等の賃貸物件であることが分かる地図、ウェブサイトの写しなど)
ア ☒	債務者の本店所在地の不動産(☒ 土地・ ☒ 建物)は、債務者の所有ではない。 ※疎明資料として <u>C、D</u> を提出する。 〔疎明資料一覧からアルファベットを選択〕	C+D 又は E か F	
イ ☐	債務者の本店所在地の不動産(□土地・□建物)は、債務者の所有である。 評価額 _____ 円 被担保債権額 _____ 円 ※疎明資料として _____ を提出する。 〔疎明資料一覧からアルファベットを選択〕	C+D G~Iのいずれか	
3 その他の場所の不動産 次のア、イ、ウのうちから該当するものを選択し(□にレ点)、必要事項を記入してください。 〔※6か月以内の本店の移転がある場合は、ア又はイを選択したうえ、旧本店所在地について必ず記載してください。〕			【評価額確認関係】 G 不動産業者の評価書・査定書(1年以内のもの) H 固定資産評価証明書・公課証明書 I その他、債務者所有の不動産に競売手続をしても無剰余(※)であることを疎明する文書(例: 最新の公示地価、基準地価、路線価等に基づいて対象不動産の価値を合理的に算出した報告書／近隣類似不動産の売買事例・売出事例等に基づいて対象不動産の価値を合理的に算出した報告書)(※強制執行をしても申立人に配当金が回らない見込みのこと)
ア ☐	次の(□土地・□建物)を調査した結果、債務者の所有でないことが判明した。 調査した住所() この場所は債務者の(□旧本店所在地 □支店 □事業所、店舗 □)である。 ※疎明資料として _____ を提出する。 〔疎明資料一覧からアルファベットを選択〕	C+D 又は E か F	
イ ☐	次の(□土地・□建物)を調査した結果、債務者の所有であることが判明した。 調査した住所() この場所は債務者の(□旧本店所在地 □支店 □事業所、店舗 □)である。 ※疎明資料として _____ を提出する。 〔疎明資料一覧からアルファベットを選択〕 評価額 _____ 円 被担保債権額 _____ 円 ※疎明資料として _____ を提出する。 〔疎明資料一覧からアルファベットを選択〕	C+D G~Iのいずれか	
ウ ☒	次の理由により債務者の不動産を調査できなかった。 (調査ができなかった理由記入欄 ※記載例参照) 記載例1: 債務者とは、本件売買契約以外に取引がなく、資産状況を把握していないため、本店所在地以外の情報を調べることができない。 記載例2: 債務者の貸借対照表によれば、固定資産は1円しか計上されていない。		

【記載例】

調査しても分からない場合や調査が困難な場合は、アに☑してください。

	提出する疎明資料 (右記一覧の番号)	疎明資料一覧
4 債務者の営業上の債権(売掛金・業務報酬債権等) 次のア、イのうちから一つを選択し(□にレ点)、必要事項を記入してください。		【営業上の債権関係】
ア ☒ 債務者の営業上の債権(売掛金・業務報酬債権等)については知らない。		J 債権差押命令正本(写し)、第三債務者からの陳述書(写し)
イ ☐ 私の知っている債務者の営業上の債権(売掛金・業務報酬債権等)は次のとおりである。 ※疎明資料として_____を提出する。 〔疎明資料一覧からアルファベットを選択〕 (債権の種類, 額等)	→ J~Mのいずれか	K 債権配当事件の直近の配当表(写し) L 弁護士法照会による取引先等からの回答書(写し) M 債務者の取引先等に関する調査報告書その他の疎明資料

イに該当する場合、イに☑し、理由を具体的に記載してください。

	提出する疎明資料 (右記一覧の番号)	疎明資料一覧
5 債務者の預貯金 次のア、イ、ウのうちから一つを選択し(□にレ点)、必要事項を記入してください。		【預貯金関係】
ア ☐ 債務者の預貯金は次のとおりである。 〔※残高が0円でも記入してください。〕 銀行・信用金庫 支店 (年 月 日現在の残高 円) 銀行・信用金庫 支店 (年 月 日現在の残高 円) 銀行・信用金庫 支店 (年 月 日現在の残高 円) ※疎明資料として_____を提出する。 〔疎明資料一覧からアルファベットを選択〕	N~Qのいずれか	N 預貯金の債権差押命令正本(写し)、第三債務者からの陳述書(写し) O 債権配当事件の直近の配当表(写し) P 弁護士法照会による金融機関からの回答書(写し) Q 債務者の預貯金に関する調査報告書その他の疎明資料
イ ☒ 次の調査を行ったが、預貯金口座が見つからなかった。 ※疎明資料として Q _____を提出する。 〔疎明資料一覧からアルファベットを選択〕 (調査方法記入欄) 記載例: 債務者のウェブサイトを検索したが、債務者の取引銀行は判明しなかった。	N、P、Qのいずれか	
ウ ☒ 次の理由により債務者の預貯金を調査できなかった。 (調査ができなかった理由記入欄 ※記載例参照) 記載例1: 債務者とは、本件業務委託契約以外に取引がなく、債務者の取引銀行を知る機会はなかったし、これを調べる手がかいもない。 記載例2: 債務者とは継続的に取引していたが、当社が納品した商品の代金を債務者が当社の口座に振り込むのみであったので、債務者の預貯金口座は把握していない。債務者との支払の交渉でも、取引銀行に関する情報は得られなかった。		

ウに該当する場合、ウに☑し、理由を具体的に記載してください。

【記載例】

動産執行を行っている場合は、イに☑し、疎明資料一覧のうち「※疎明資料として R を提出する」と記入してください。

	提出する疎明資料 (右記一覧の番号)	疎明資料一覧	
6 債務者の動産(差押禁止動産(民執法131条)を除く) 次のア、イのうちから、一つを選択し(□にレ点)、必要事項を記入してください。			
ア ☐	債務者の動産については知らない。	【動産関係】 R 動産執行の執行調書 謄本(写し) S 動産に対する強制執行 手続の配当表(写し) T 債務者の動産に関する 調査報告書その他の 疎明資料	
イ ☒	私の知っている債務者の動産は次のとおりである。 ※疎明資料として <u> R </u> を提出する。 〔疎明資料一覧からアルファベットを選択〕 (動産の品名・数量等) ●●10個(合計1万円相当)		R~Tのいずれか(あれば)

調査しても分からない場合や調査が困難な場合は、アに☑してください。

	提出する疎明資料 (右記一覧の番号)	疎明資料一覧
7 債務者のその他の財産(保険金、株式、売掛金、貸付金、暗号資産(仮想通貨)等) 次のア、イのうちから一つを選択し(□にレ点)、必要事項を記入してください。		
ア ☒	債務者のその他の財産(保険金、株式、売掛金、貸付金、暗号資産(仮想通貨)等)については知らない。	【その他の財産関係】 U 債務者のその他の財産に関する調査報告書その他の疎明資料
イ ☐	私の知っている債務者のその他の財産(保険金、株式、売掛金、貸付金、暗号資産(仮想通貨)等)は次のとおりである。 ※疎明資料として _____ を提出する。 〔疎明資料一覧からアルファベットを選択〕 (財産の種類, 額等)	

【記載例】

(別紙)

疎明資料として提出した「不動産登記事項証明書」の表示と住居表示が異なる場合に提出してください。
次の1～3のうち、該当する項目の□にレ点を入れて、同欄に必要事項を記載してください。
物件ごとに1通作成してください。

住居表示に関する説明書（疎明資料D）

債務者（法人）〇〇株式会社の【☒本店所在地 ☐旧本店所在地 ☐支店 ☐事業所、店舗 ☐ 】について

住居表示と不動産登記簿上の所在地の表示が異なる場合があります。異なる場合は、該当項目に☒し、住居表示と不動産登記簿上の所在地を正確に記載してください。

債務者の住所が、住居表示では、	
「東京都 〇〇区〇〇 2-26-14 △△ビル1階 」となっていますが、	
☒ 1	☒ 東京法務局 ☐ 地方法務局 ☐ 支局・出張所において、 上記住所地の不動産登記事項証明書の交付申請をするべく問い合わせたところ、登記表示の住所では、以下に該当するとの回答がありました。 土地「地番：東京都〇〇区〇〇二丁目95番15」 建物「所在：東京都〇〇区〇〇二丁目95番地15、家屋番号：〇〇二丁目95番15の101」
☐ 2	別添のブルーマップ（ 住宅地図）の該当ページによると、 住居表示の住所が赤色でマーキングした部分であり、 登記表示の住所が青色でマーキングした部分になります。
☐ 3	以下の方法で、上記住居表示は、登記表示の住所では、 土地「地番：東京都」 建物「所在：東京都」、家屋番号： に該当することを確認しました。 (確認方法記載欄)